

4. 自動車NOx・PM法に関する優遇税制・融資

自動車NOx・PM法による車の買い換えや低公害車の取得等に関して、次のとおり、税の軽減措置、低利融資、補助の制度が用意されています。

1. 税制措置

(1) 自動車NOx・PM法に基づく買い換えに係る自動車取得税の優遇措置

○自動車NOx・PM法対策地域内で排出基準に適合しないトラック・バスを廃車して、新たに排出基準に適合したトラック・バスに買い換えた場合、自動車取得税の税率を以下のとおり軽減。

平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.9%軽減

平成17年4月1日～平成19年3月31日 1.5%軽減

平成19年4月1日～平成21年3月31日 1.2%軽減

(2) 低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置

○低燃費かつ低排出ガス認定車(☆☆☆(LPG車を含む))に係る課税標準の特例措置(平成15年度に取得した場合)

・課税標準を取得価額から30万円控除

○低公害車及び低PM認定車に係る税率の特例措置(平成15年度および平成16年度に取得した場合)

- ・電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッドバス・トラック :2.7%軽減
- ・ハイブリッド乗用車 :2.2%軽減
- ・低PM認定車 :1.5%軽減

○最新排出ガス規制適合車に係る税率の軽減措置

- ・平成15年規制適合車:平成14年4月1日～平成15年9月30日(規制開始前)は1.0%軽減、平成15年10月1日～平成16年2月29日(規制実施後)は0.1%軽減。
- ・平成16年規制適合車:平成15年4月1日～平成16年9月30日(規制開始前)1.0%軽減。

(3) 自動車税のグリーン化

○平成15年度に以下の自動車を取得した場合、取得年度の翌年度の自動車税について、以下のとおり軽減。

- ・電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車 :概ね50%軽減
- ・低燃費かつ低排出ガス認定車(☆☆☆(LPG車を含む)) :概ね50%軽減

※詳細は、都道府県税事務所にお問い合わせ下さい。

